

会員規定

(特定非営利活動法人明星会定款より抜粋)

会員規定（運営規定第3章会員より抜粋）

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して、資金協力の協力活動を行なう個人及び団体

（入会）

第7条 会員の資格を取得する条件は特に定めていない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により入会金及び会費を添えて、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は理事長が定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(附則)

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 ①入会金 1,000 円

②年会費 2,000 円

賛助会員 ①入会金なし

②年会費(個人)1 口 5,000 円

(法人)1 口 20,000 円